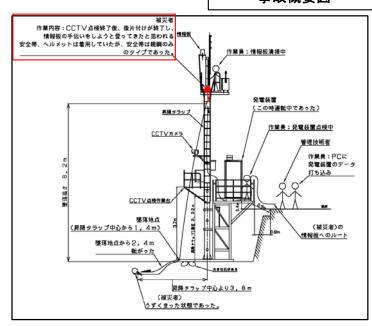
事故種類	労働災害	発生日時	平成26年4月9日(7	k) 12時5分	事故当事者	1次下請け
事故区分	墜落	年齢性別	62才 男性	職種	通信工	
被災程度	胸部骨折による肺の損傷により死亡(外傷性血気胸)					
事故概要	・作業員5名で洞門放流警報板の点検作業を行っていた。被災者はCCTVの点検が終了し、まだ作業中であった放流警報板上部の清掃作業の応援に向かう途中、ほぼ最上部の梯子から作業台へ移る際に足を滑らせて河川敷(8.2m下)に墜落した。					
事故原因等	①管理技術者の指示以外の作業を行った。 ②作業に適した安全帯が使用されていなかった。(補助ロープ無し) ③作業終了間際に発生しており、気のゆるみがあった					
改善策等	①作業前KYミーティングにて、管理技術の指示以外の作業はしないよう周知徹底し、予定外作業が発生する場合は管理技術者又は点検責任者に報告し指示を仰ぐよう徹底させる。 ②安全帯の適正な使用方法の周知徹底及び2丁掛けの徹底。(無胴綱の禁止) ③高所への昇降時は周囲への声掛けを実施する。 昇降時注意喚起表示を取付け、指差し呼称を実施し、安全意識の向上を図る。 ④その他  1) 管理技術者は作業員及び周囲について以下の安全項目について監視を行う。 ・指示以外の作業を行っていないか。 ・高所作業時に無胴綱になっていないか。 ・無理な体勢で作業していないか。 ・第3者に対する危険はないか。 2) 点検に入る前に新規入場者教育を徹底する。 3) 熟練の作業員であると経験等により安全の意識が薄れることもあるので安全教育を徹底する。 4) 今回の事故をふまえ、会社全体で安全に対する教育を再徹底させる。					
200 12:014 323 (100 pla	①安全帯の適正な例 ②高所への昇降時に 昇降時注意喚起表	は周囲への声掛けを	実施する。	。(無胴綱の禁止) 全意識の向上を図る	) <sub>o</sub>	

## 事故概要図





## 改善策



高所作業で使用する安全帯は2丁掛けできるものを使用する



昇る箇所に『無胴綱禁止』表示による注意喚起 及び指差し呼称を実施する